

貸与希望者に対する優先順位について

貸与希望者に対する優先順位の選定にあたっては、必要に応じて学生に対して面接を実施し、下記の事項についてご確認いただいたうえで、設定していただきますようお願いいたします。

第1基準 卒業後に滋賀県内の医療機関等で業務に従事する意思について

滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金制度は、卒業後に滋賀県内の医療機関等で業務に従事する意思（以後、「意思」とします。）を持つ者を対象としています。

したがって、当該意思が「確実」であるか「流動的」であるかを希望者に確認してください。

意志が明確であり、将来、滋賀県内の医療機関等で業務に従事することが「確実」であると見込まれる希望者については優先順位を上位とし、意思はあるものの、将来の進路が「流動的」な希望者については優先順位を下位とするようにしてください。

なお、当該意思が無い希望者については、本制度の対象外ですので、貸与申請は受け付けておりません。

第2基準 学業成績の見込について

学業成績の見込について、入学試験の成績や面接の結果からご判定いただき、優先順位を設定してください。

なお、学校長が特に貸与を行う必要性が高いと判断される者がいる場合において、上記の方法によらずに優先順位を設定していただいてもかまいません。

提出された推薦書を踏まえまして、当課にて貸与希望者の経済的事情を勘案し、最終的な貸与者を決定しますので、御承知いただきますようお願いいたします。